

### 内部監査のためのチェックリストの例

この例は、認定通関業者が、法令遵守体制の運営及び外国貨物の管理等に関する税関手続等が法令遵守規則及び手順書等に基づき適切に行われているか否かについて、自ら定期的に監査を実施する際の参考として作成したものです。

なお、実際の監査においては、法令の遵守状況が適切に確認されているものであれば、形式等は問いません。

# 内部監査チェックリスト

(監査年月日：令和●年●月●日～令和●年●月●日)

認定通関業者	〇〇株式会社 監査部 総括管理部門
--------	----------------------

## 内部監査におけるチェックリスト

(注) 判定欄には、各事項について適正に履行されていると認めた場合には「○」を、適正に履行されていないと認めた場合には「×」を記入。監査記録には、判定の理由について記載。

### 1 法令遵守体制の運営等

事 項	判定	監 査 記 録
① 会社組織、経営内容等の基本的事項に変更はないか。	○	運輸及び物流部門が分割される等内部体制に変更があったため、新旧対照図（別添1）を作成し、●月●日に東京税関に提出済み。
② 法令遵守体制の現状について、次の事項を中心に、税関に連絡している内容との間に相違がないか等の確認を行う。		
① 法令遵守規則及び手順書等	○	法令遵守規則及び手順書の一部（報告及び危機管理）を変更したため、新旧対照表（別添2）を作成し、●月●日に東京税関へ提出済み。
② 最高責任者	○	最高責任者について、変更はない。
③ 各部門の業務内容及び責任者	○	●月●日に監査部門等の責任者に変更があったため、新旧対照図（別添1）を作成し、●月●日付で東京税関に提出済み。なお、業務内容について変更はない。
④ 業務を関係企業等に委託している場合には、委託先、委託先における業務内容及びその責任者等	○	委託先業者及びその業務内容について変更はないが、委託先である株式会社〇〇の責任者が●月●日付で変更となったため、●月●日付で東京税関に連絡済み。
③ 前記①又は②について、変更又は相違があった場合には、その旨を税関に連絡することとしているか。	○	上記のとおり変更があった項目については、速やかに東京税関へ連絡済みである。

### 2 税関手続の履行状況及び貨物の管理状況等

事 項	判定	監 査 記 録
① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸		

<p>入申告」という。)に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p>		
<p>① 輸入者から依頼を受けた輸入申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提出されていること及び当該申告に係る貨物の価格に照らして必要な担保が税関に提供されているものであることの確認</p>	○	<p>任意に抽出した申告書類により手順書に基づいて関係書類が適正に提出されていた。また帳簿書類により必要な担保が税関に提供されていることを確認した。</p>
<p>② 仕入書等の関係書類等に基づく適正な輸入申告の履行</p>	○	<p>任意に抽出した申告書類により通関士2名によるダブルチェックを実施することにより適正な申告を行っていることを確認した。</p>
<p>③ 輸入申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認の履行(特例委託輸入者に係る輸入申告においては、顧客の信用状況、資質等に応じて的確に確認を行うことが必要。)</p>	○	<p>任意に抽出した顧客とのメール、質問記録表により関係書類により確認できない場合、内容に相違があった場合には営業担当者を通じて顧客に確認する体制となっていることを確認した。 特例委託輸入申告は実績なし。</p>
<p>④ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応(準備を含む。)</p>	○	<p>手順書に基づいて審査又は検査が必要になった場合には適正に対応する体制が維持されていることを確認した。</p>
<p>② 特例申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p>		
<p>① 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告を行うこと</p>	○	<p>特例(納税)申告進行管理表により手順書に基づいて納期限までに適正に関税を納付されていることを確認した。</p>
<p>② 輸入許可書等に基づき適正に特例申告を行うこと</p>	○	<p>特例(納税)申告進行管理表を用いて手順書に基づいて適正に特例申告を行う体制が維持されていることを確認した。</p>
<p>③ 特定委託輸出申告に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p>		

① 輸出者から依頼を受けた特定委託輸出申告について、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に提供されていることの確認	○	特定委託輸出申告の実績なし。
② 仕入書等の関係書類等に基づく適正な特定委託輸出申告の履行	○	特定委託輸出申告の実績なし。
③ 次のいずれかによる特定委託輸出申告を行おうとする事項と当該申告に係る貨物の現況が一致していることの確認の履行		
A 関係書類による確認(継続的に特定委託輸出申告を行う輸出者から委託を受けた場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所における貨物の管理体制を半年に1度確認し、その結果を税関に報告するものに限る。)	○	特定委託輸出申告の実績はないが、手順書に基づいて継続的に特定委託輸出申告を行う輸出者から依頼を受ける場合には、関係書類により申告項目と貨物の現況が一致していることを確認するとともに、輸出される貨物が適正に管理されていることの確認を半年に一度、現地調査を実施して確認する体制になっている。
B 貨物による確認	○	手順書に基づいて継続的に特定委託輸出申告を行う顧客以外から依頼を受けた場合には、申告項目と貨物の現況が一致していることについて原則として貨物により確認することとしている。
④ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応	○	手順書に基づいて審査又は検査となった場合は速やかに関係書類を提出するとともに、検査の場合には特定保税承認者に運送等の必要な措置を連絡することとなっている。
⑤ 特定委託輸出申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者へ、当該申告に係る貨物の記号、番号、品名、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項の連絡	○	手順書に基づいて特定保税運送者が貨物を輸送する前に記号、番号、品名、数量、申告の時期等、必要な事項を連絡することとなっている。

<p>㊦ 税関による必要な検査、運送中の事故等へ対応するための特定保税運送者との連絡体制の整備</p>	<p>○</p>	<p>手順書に基づいて検査や運送中の事故等に対応するため、特定保税運送者との連絡体制を整備することとなっている。</p>
<p>④ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告その他の税関手続において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。</p>		
<p>① 輸出入関連業務の全部又は一部を関連会社へ委託する場合における当該関連会社等への指導及び監督</p>	<p>○</p>	<p>委託先評価シートにより年1回以上委託先の状況を確認し、必要な指導を行っていることを確認した。</p>
<p>② 輸出入者から通関手続の依頼を受ける際の当該輸出入者の資質の把握、輸出入者符号の保有状況の確認及び当該手続の依頼を受けることの適否の判断</p>	<p>○</p>	<p>顧客管理データにより顧客管理部門が新規顧客について帝国データバンク等を利用して調査し、総括管理部門及び通関部門責任者の確認を得たうえで取引を開始していることを確認した。</p>
<p>③ 輸出入者に対し通関手続において必要となる書類、適用される税率、各種通関手続における利便性の違い等について助言するとともに、当該手続において遵守すべき関税法その他の貿易関係法令を教示すること。</p>	<p>○</p>	<p>相談記録により顧客管理部門担当者が必要に応じて総括管理部門及び通関部門等へ相談、場合によっては税関への確認を行った後回答していることを確認した。</p>
<p>⑤ 輸出入申告貨物の蔵置場所を所轄する税関官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行う場合における貨物の現況の的確な把握等、輸出入関連業務を適正に遂行するための手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>○</p>	<p>「自由化申告に係る手順書」が整備されており、非蔵置官署に輸出入申告する場合における適正通関のための手順や体制が整えられている。</p>
<p>⑥ 上記①から⑤までの他、法、通関業法その他の法令に規定する輸出入関連業務に関する手続</p>	<p>○</p>	<p>任意に抽出した申告書類により他の法令に規定する手続の履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認が的確に行われていることを確認した。</p>

の履行及び通関業務に係る貨物について必要な確認が的確に行われているか。		
⑦ 輸出入関連業務を輸出入・港湾関連情報処理システムにより行う際に当該システムへの入力 が適正に行われているか。	○	手順書に基づいてインボイスやB/L等に不備がないか確認した上で入力控えを作成することとなっており、通関士はそれらの内容に齟齬がないことを確認した後に申告を行うこととなっている。
⑧ 情報セキュリティについて、ID及びパスワードによる認証などのアクセス制限措置、その他部外者からの不正なアクセスを防止するための必要な措置を講じているか。また、データバックアップなどのデータの消失対策を講じているか	○	社内セキュリティ規則に基づいて、各項目が実施されていることをシステム担当部門からのヒアリングにより確認し、さらに事務所において任意に抽出した従業員に対してID及びパスワードの管理状況を確認済み。

### 3 委託先業者の管理状況

事 項	判定	監 査 記 録
関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行をするための体制及び手順が的確に運営されているか。	○	委託先評価シートにより、適正に手順書に基づいて把握され、運営する体制が整えられていることを確認した。

### 4 税関その他の官公庁に対する連絡体制

事 項	判定	監 査 記 録
① 税関及び関係官公庁との連絡窓口の担当者に変更はないか。	○	担当者の変更がないことを確認した。
② 輸出入関連業務の不備等が発生した場合に、迅速に税関及び関係官公庁に連絡される体制及び手順は維持されているか。	○	法令遵守規則及び手順書に基づく連絡体制及び手順が維持されていることを担当者に確認した。

## 5 社内の連絡体制

事 項	判定	監 査 記 録
① 各部門における責任者等への連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
② 部門間の連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
③ 輸出入関連業務の不備等が発生した場合、若しくは依頼を受けた通関業務に係る貨物について、セキュリティの問題が発生した場合に、法令遵守規則又は手順書等に基づいて、その状況が正確に関係部門等へ報告される体制が維持され、適正に運用されているか。	○	社内イントラネット等に掲載されている連絡体制の内容を担当者に確認済み。
④ 前記③の不備等について、原因究明、再発防止策等が適切に講じられる体制が維持され、適正に運用されているか。	○	法令遵守規則及び手順書に基づく体制が適正に維持され、適正に運用されていることを担当者に確認済み。

## 6 財務状況

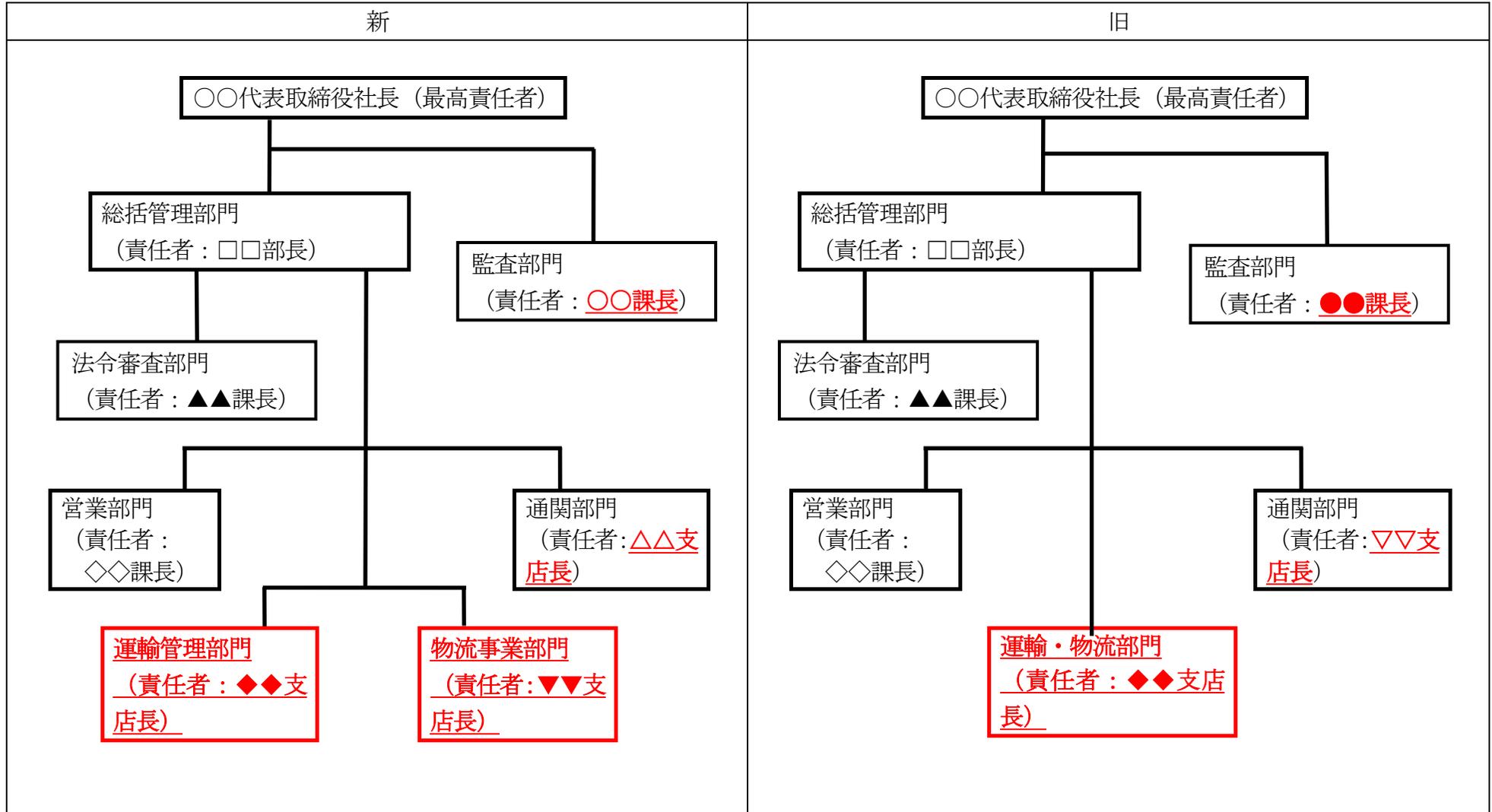
事 項	判定	監 査 記 録
① 財務状況は、健全であるか。	○	有価証券報告書により過去2年において赤字を計上していないことを確認した。
② 財務の監査にあたっては、監査法人による監査の実施など監査体制が適正に運用されているか。	○	●月●日に監査法人(△△)により監査を実施済み。

## 7 研修及び懲罰

事 項	判定	監 査 記 録
① 従業員の研修・教育は、法令遵守規則等に基づいて研修・教育プログラムが策定され、実施されているか。	○	<p>●月●日から●月●日まで「貿易実務研修」を実施。(□□部門担当者ほか、全 30 名受講。)</p> <p>●月●日に「第 1 回コンプライアンス研修」(全従業員対象。150 名受講。半日)、●月●日に「第 2 回コンプライアンス研修」(120 名受講、半日)を実施。</p>
② 実施されている研修等の項目は、税関手続及び貨物管理等の適正化の観点から適正なものとなっているか。	○	<p>「貿易実務研修」のカリキュラムの内容から適正なものであることを確認済み。</p>
③ 違反行為者に対する懲罰に関する規定は、有効に機能するような体制が維持され、適正に運営されているか。	○	<p>懲罰に関する内部規程に基づき、適切な体制が維持されていることを確認済み。</p>

(別添1)

内部体制の変更点 (新旧対照図)



(注) 責任者、部門等に変更があった場合には、変更点を朱書きする。

(別添2)

法令遵守規則又は手順書等の変更点 (新旧対照表)

1. 法令遵守規則

新	旧
<p>(報告及び危機管理)</p> <p>第 17 条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における連絡体制を整備する。</p> <p>2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告する。<u>また、事故等が発生した原因の究明等を行い、その概要も追って報告するものとする。</u>各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。</p> <p>3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容を所管官庁に速やかに報告する。</p>	<p>(報告及び危機管理)</p> <p>第 17 条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における連絡体制を整備する。</p> <p>2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告する<u>とともに</u>、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。</p> <p>3 (省略)</p>

2. 手順書等

新	旧
<p>第 36 条 法令遵守規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各部門の責任者へ報告する際には、発生した事故等の時間、場所その他概要を様式第 100 号を用いて直ちに報告するものとする。<u>また、当該事故等の原因の究明等を行い、その概要を追って報告する場合も同様とする。</u></p>	<p>第 36 条 法令遵守規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各部門の責任者へ報告する場合には、発生した事故等の時間、場所その他概要を様式第 100 号を用いて直ちに報告するものとする。</p>

(注) 手順書等については、税関へ届け出たものについて変更があった場合に作成。